

「2018年改定の要点と解説」正誤表

2018年4月6日現在

	誤	正
P12 点数表 床裏装 歯科技工加算1・2の点数	歯科技工加算1・床裏装…+50(+75)[+75] 歯科技工加算2・床裏装…+30(+45)[+45]	歯科技工加算1・床裏装…+50(+85)[+85] 歯科技工加算2・床裏装…+30(+51)[+51]
P14 点数表 印象採得料及び咬合採得料の点数	印象採得料(1個につき)単純印象…21(32) 連合印象…43(65) 咬合採得料(1個につき)…11(17)	印象採得料(1個につき)単純印象…22(34) 連合印象…45(67) 咬合採得料(1個につき)…13(19)
P14 レジン前装金属ポンティックの点数	金パラ小白歯 799 金パラ大白歯 694	金パラ小白歯 889 金パラ大白歯 930
P19 (4)歯科特定疾患療養管理料の解説	放射線治療性顎骨壊死	放射線性顎骨壊死
P47 周術期口腔機能管理料(Ⅲ)の解説の表の【改正前】	週Ⅰ, 週Ⅲ	週Ⅰ, 週Ⅱ
P52 歯科治療時医療管理料の解説4の表	歯科治療時医療管理料(40点)	歯科治療時医療管理料(45点)
P62 中央の表【改定後】未届医療機関 訪問診療3	167点	165点
P65 解説1の2行目後段	医科点検表	医科点数表
P70 解説1の3行目後段	(P54参照,	(P52参照,
P79 有床義歯咀嚼機能検査の解説2-(2)	「有床義歯咀嚼能力検査」 「有床義歯咀嚼能力検査1」	「有床義歯咀嚼機能検査」 「有床義歯咀嚼機能検査1」
P79 有床義歯咀嚼機能検査の解説3-(3)	「有床義歯咀嚼能力検査」 「有床義歯咀嚼能力検査2」	「有床義歯咀嚼機能検査」 「有床義歯咀嚼機能検査2」
P121 クラウン・ブリッジ維持管理料に解説4として追加	(追加)	4. 硬質レジンジャケット冠を歯科用金属アレルギー患者に対して行う場合の補管を算定しない部位に、前歯が追加された。同じくCAD/CAM冠では、小白歯が追加された。
P126 充填の解説5として追加	(追加)	5. 抜髄を行う際に、根管側壁、髄室側壁または髄床底の穿孔を封鎖した場合、充填1の104点、または2の59点と、充填材料をそれぞれ算定する。
P128 硬質レジンジャケット冠の解説4に追加	(下線部追加)	1個につき印象採得32点、または64点を算定する。
P128 硬質レジンジャケット冠に解説6として追加	(追加)	6. 歯科用金属アレルギー患者に対して硬質レジンジャケット冠を前歯に行う場合、補管は算定しない。
P129 CAD/CAM冠に解説6として追加	(追加)	6. 歯科用金属アレルギー患者に対してCAD/CAM冠を小白歯に行う場合、補管は算定しない。
P132 高強度硬質レジンブリッジの解説2の表仮着の点数	100点	40点

	誤	正
P132 高強度硬質レジンプリッジの解説 4	3月1日現在、保険収載されている	<u>4月収載予定の</u>
P132 高強度硬質レジンプリッジの解説 5	5番以外の中間欠損を含む臼歯3歯ブリッジ	5番以外の中間欠損 <u>であっても</u> 臼歯3歯ブリッジ
P154 改定事例1の10/9 処方箋の薬剤	㊦ アセトアミノフェン細粒 20% 1回 200mg 1日2回3日分	㊦ <u>イブプロフェン顆粒</u> 20% 1回 <u>100 mg</u> 1日3回3日分
P157 改定事例3の4/9の 処方箋の内容	(追加)	㊦ ポビドンヨード含嗽用液 7% 30ml 1回 2~4ml を約 60ml の水に希釈 1日4回
P158 改定事例3の5/7の 処方箋の内容	(追加)	㊦ ポビドンヨード含嗽用液 7% 30ml 1回 2~4ml を約 60ml の水に希釈 1日4回
P162 改定事例7の5/2 訪衛指の点数、合計点数、総合計点数	328 合計 2,397 3,369	<u>300</u> 合計 <u>2369</u> <u>3,341</u>
P166 10.常勤職員の配置を、常勤換算でも配置可能とするもの	(追加)	歯科疾患管理料 総合医療管理加算 歯科疾患在宅療養管理料 在宅総合医療管理加算 在宅患者歯科治療時医療管理料